平成26年度　第１回　藤枝市男女共同参画会議　要旨

日　時：平成26年7月24日（木）14:30～16:30
会　場：藤枝市生涯学習センター　１階　第３会議室
出席者：委員15名（定員15名 全員出席）
事務局4名

関連の施策・事業	各委員からの質問	当局からの回答・対応
(2) 平成26年度事業計画について（質疑）		
女性のための相談事業	女性のための相談事業の広報、ＰＲはどのようにしているか？多くの人に知ってもらうとよいと思う。	女性に特化した相談事業を行っており、市の広報やチラシ、カードなどで周知しているが、一層ＰＲに努めていく。
女性議会	女性議会のように、行政が女性の前進を後押しする動きがあるが、藤枝市の現状はどうか。	一過性の事業よりも意見が反映されることが大切なので、女性議会も含め検討していきたい。
ふれあい体験学習	中学生ふれあい出前講座を１校だけ実施しない理由は何か？	当初、全校での実施を予定していたが、１校で引き継ぎがうまくいかず今年度は見送ることになった。次年度は全校で実施できると思う。
男女共同参画地区推進員事業	地区推進員はどのように選出されるのか？地区推進員になってプラスになったとか、成果がわかるといいと思う。	公民館単位で１地区６名を基本として、地元自治会から推薦をいただいている。地区推進員で計画をたて活動をしていく中で理解が進み、いい経験になったと聞いた。各地区の活動報告書を作成し、回覧している。
〃	常任の地区推進員はいるのか？毎回、地区推進員が入れ替わりゼロからのスタートとなるのか？	前回が61人で今回が62人であるが、再任の方は８人である。大方は交替したので、４月・５月に研修会を行い、６月から啓発活動の話し合いに入っている。
統計情報の提供	男女共同参画課として統計資料などの調査結果があれば、この会議で議論する参考となるので提供してほしい。	５年ごとに市民意識調査を行っており、データがあるので、代表的なものや面白いものを提供させていただく。
(2) 平成26年度事業計画について（委員の意見）		
ふれあい体験学習	小学生マイジョブ講座は、キャリア教育の一環として全校で実施され、内容も子どもたちにとって魅力的で小学生が将来の夢を広げていく事業になっている。	
女性の参画	市内で女性の町内会長は１人であり、増やしていきたいとは思っているが、なかなか難しくて大きな課題となっている。女性の自治会長、町内会長をほしいのが自治会の切なる願いである。	
ワーク・ライフ・バランス	日本では正社員が無限に働いていることがワーク・ライフ・バランスを阻害している一番の要因であるので、目指すところとして残業の削減がある。仕事と家庭に代表される生活のバランスがとれることで、気持ちのバランスも保たれる。	
〃	安倍政権が掲げる女性の活躍は、労働力が減っているからであるが、女性には避けがたい様々な問題がある。介護を男性、女性のどちらが担うかという各論になると嘘っぽい。ワーク・ライフ・バランスなんてのんびりしたことを言っていると会社はつぶれてしまう。	
〃	海外に目を向けると、日本のような働き方をしないで経済成長を遂げている国もある。そこから学ぶべきことは学んで、段々とギアチェンジをしていかなければいけない。	
〃	子どもが病気で早退するときに、気持ちよく帰らせてくれるか、そうでないかで気持ちが違ってくる。その違いは、ワーク・ライフ・バランスの意識からくると思う。	

関連の施策・事業	各委員からの質問	当局からの回答・対応
(3) 第２次行動計画の進行管理について（質疑）		
各種審議会等への女性参画率の拡大	審議会等委員の任用手続きで、選任調書は男女共同参画課長を経由しているのか？	選任調書が出されてからでは遅いので、人選の段階で直接各課長に話している。来年度、参画率は上がってくると思う。
	審議会における市民公募が少ない。市民公募を広げていけば、女性参画率の拡大につながると思う。	審議会で市民公募をしているかは把握できるので、可能かどうか調査していく。
	女性参画率の目標数値を設けて上げていかなくてもいいのではないか？	女性参画率の拡大に向けて、具体的な数値として40%を設けている。
(3) 第２次行動計画の進行管理について（委員の意見）		
各種審議会等への女性参画率の拡大	圧倒的に差があるものを自然体に任せると、なかなか五分五分にはならない。意識的に引き上げる考え方（ポジティブ・アクション）の一環として数値目標が設けられている。	
	仕事では男性と女性の壁が根強く残っている。世の中に残る慣習から抜け出たい。強制的にでも目標数値を掲げて近づくことで、自分が望む仕事に就いていけるかと思う。	
	人が意識や行動を決めていくときに、周りの事情や自分の立場が影響することが多分にある。変えていくには目に見えるかたちでポジティブ・アクションをとっていく必要があると思う。	

【参　考】

藤枝市男女共同参画会議について （藤枝市男女共同参画推進条例より抜粋）	第17条　男女共同参画を円滑に推進するため、藤枝市男女共同参画会議を置く。
	第18条　行動計画に関する事項その他男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項について協議する。
	２　会議は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

【 問合せ 】　藤枝市　市民文化部　男女共同参画課　（直通 054-643-3198）